

議案第2号

幸手市国民保護協議会条例及び幸手市庁舎の在り方検討
審議会条例の一部を改正する条例

(幸手市国民保護協議会条例の一部改正)

第1条 幸手市国民保護協議会条例（平成18年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条中「危機管理防災課」を「くらし防災課」に改める。

(幸手市庁舎の在り方検討審議会条例の一部改正)

第2条 幸手市庁舎の在り方検討審議会条例（令和5年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条中「施設整備課」を「政策課」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月20日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

令和6年度の組織機構の改編に伴い、各条例で使用されている課名を改正したいので、この案を提出するものである。

